

相模原市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月23日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第4号

相模原市景観条例の一部を改正する条例

相模原市景観条例(平成22年相模原市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表重点地区の項中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第46条第4項」を「木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件(昭和56年建設省告示第1100号)第3第1項第2号」に、「政令第138条第1項各号」を「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第138条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。